2017年9月議会　請第6号　賛成討論　本会議

「なくそう浜岡原発、いのちと故郷を守る藤枝市民の会」の皆さんが出された2011年11月藤枝市議会が行った決議を意見書として国及び関係省庁に送ってもらいたい主旨の請願を不採択とした総務文教委員長報告に反対し、本請願を採択する立場で討論を行います。

本請願は今年6月議会に紹介議員3名により上程され、6月20日請願代表人を呼んで委員会審査が行われました。等委員会では結論が出ず会期後の閉会中継続審議とし、本9月議会までの間に参考人の意見を求めるとされ、6月26日に閉会中審査の日程の決定、7月10日に中部電力、8月7日にオフサイトセンター等県の防災担当の意見を聞き、8月16日の委員会で４：３と僅差で不採択とされた経緯があります。

まず、この請願の趣旨ですが、先ほどらい大石のぶお議員が言われているとおり、単純明快「2011年議会決議の内容をもって国等に意見書を出してください」これだけです。それ以外の事は請願にはかかれておりません。議会決議は市議会としての意思の決定です。それを国に送るのがなぜダメなのか？これを不採択とする事は市議会としてこの決議を無効とする新たな決議をするしかありません。ところが不採択とした委員の理由はその全てが捻じ曲げや揚げ足取りに終始し、請願を正面から検証せず、不採択ありきの態度で本請願を踏みにじる行為を公然と行いました。先ほどの委員長報告の質疑においても、合理的な説明は結局なに一つできない。このような事が言論の府たる市議会で当たり前のように行われることは断じてあってはなりません。

私は請願を審査する総務文教委員として、採択すべきという立場で議論してまいりました。それに対して不採択とする立場の委員から、畳みかけるように、矢継ぎ早に、不採択とすべき理由が出されました。それらがいかに市民の願意に対して不誠実なものであるか。ここで述べたい。

まず、ひとつに請願者の会が、県への署名はじめ活動の中で浜岡の廃炉、再稼働反対を求めている。この請願は浜岡廃炉再稼働反対を求めたものではない。だから不採択だとしている理由です。

おっしゃる通り、請願人も意見陳述ではっきりと言っておりましたが、廃炉を求めておりません。意見書を作ってもらいたいという事です。ですが、それでなぜ不採択となるのですか。請願権は憲法で定める権利であり国民の基本的人権の一つに位置付けられている大切な権利です。どんな思想の持主であっても広く請願する事が出来る権利を有します。でありながら、委員会の反対討論では「再稼働反対、永久停止、廃炉の文字を意図的に外して、なんらかの作為をもって、目的をもって本請願に至った」とあろうことに請願者自身が本市議会をだますかのごとく表現までされました。憲法を最高法規とし言論の府たる市議会の場でこういった理由が公然と述べられ不採択とする事は絶対にあってはなりません。

そして、大石議員も取り上げていた全会一致の原則ですね。不採択とすべき委員の主な意見は、決議文をそのまま意見書として出すのが請願の趣旨である、原発自体各議員の考えはそれぞれで見解は一致しないから駄目だというものです。しかし、先ほどから述べられているとおりこの請願の願意は2011年決議の内容をもって意見書を送ってくださいです。その内容の意見書を議会で作ってもらいたいというものです。6月20日の委員会では請願者は明確にその事を発言していた。それを全く無視し、全会一致で決議した内容の意見書を作ればいいだけの事を、原発自体に対する議員の考えの相違があるから不採択とするのは明らかに趣旨を歪曲しております。

なお、委員会で私の指摘に対し、不採択とすべき一委員から請願文中にある「内容をもって意見書を」というのは一字一句変えるなという事で、意見書を作れというのなら請願分は「内容をもとに意見書を」としなければならないという指摘がありましたが、どちらでも趣旨は充分通じる話ではありませんか。揚げ足取りの典型であります。

また、複数の委員は請願人のためにも早期に採決をすべきといいつつ、採決では不採択としました。言葉では請願人のためといいながら理論的な理由を何一つ示さず、実際の態度は請願を葬り去るのは請願人のためでも何でもありません。さらにこの中の一委員は、中電が積極的な姿勢で安全対策をしているから、ここで意見書をだせばそれに釘をさす事となる。採決を早くとも言いました。中電の津波などの安全対策が、自ら定めた決議文中の「あらゆる角度から立証され、市民の合意を得た絶対的安全対策」に合致するとでも思っているのでしょうか。防波堤が完成した事で浜岡の再稼働を認める世論になっていないのはもはや誰もが認める事ではありませんか。

また、6月議会で継続審議を主張した我々に対し「紹介議員を出しておきながら継続を主張するのはおかしい」とも言われました。しかし、6月議会での論調は上記なような理由で最大会派の皆さんは不採択を言われた。この請願は玉虫色という表現までされてです。そのもとで、一委員から中電の話も聞いてきたという事が出され、採択をすべき議員と意見が割れているので6月議会で参考人を呼ぶなら6月議会の日程はもう限られているので9月議会に向けて相手のスケジュールもある事だから継続審議を言っただけの事です。ここでもそれを歪曲し我々が請願に対する考えを変えたかのような事を言われた。事実に基づいていうべきであり、こういうレッテル貼を行うべきではありません

さらに、閉会中審査時に紹介議員自身が紹介議員が傍聴に来ないのはおかしいと。傍聴に来ようが来なかろうが関係ありません。ましてや採択を願う趣旨がそれでかわるものではない。付託を受けた我々総務文教委員会が紹介議員の趣旨に対して審査をするだけの事です。

隣の焼津市が同様の請願を1年前に不採択とした。藤枝は焼津と大型プロジェクトや志太広域議会をともに形成し、焼津の議決を忖度しなければならない。だから採択には非常に躊躇する。不採択とした一委員の意見です。一体、いつから我が市議会は焼津市議会の顔色を見て機関意思を決定しなければならない議会になり下がったのですか。決めるのはあくまでも藤枝市議会の意思です。焼津に忖度する必要は全くありません。

また、ある委員は、仮に請願を採択して意見書を作り国に送れば、国は藤枝市議会に対し再稼働に対してどちらなんだと聞いてくる。市議会としての判断を求められる。だから出せない。この意見書は再稼働に対しての見解を書くものではありません。不採択とした委員の考え同様、国が捻じ曲げて考えない限りそんなことは聞いてきません。

このような揚げ足取りの連続で、矢継ぎ早に不採択の理由を述べられ、こちらがいってもいない「みなし採択」の事まで勝手に持ち出して、不採択としたのが残念ながら本委員会の審査でありました。結局、不採択とする理由が合理的に示すことが出来ず、不採択ありきで臨むのでこういう結果になるのです。

閉会中継続審査における参考人を推進する中電と中立的な防災担当者だけに限り、採決したのも問題です。中電、県担当者と呼べば、中電の安全対策の主張が正しいかどうか、また圧倒的多数の世論が浜岡再稼働を求めていないなかで、その立場の参考人を呼ぶのは公平で当たり前の話ではありませんか。強行採決を連発する安倍内閣でさえ、採決前の公聴会は概ね平均的な人選をしています。その指摘に対し6月26日の議事録から、最後に委員長が異議なしを求めた2行「7月10日、8月7日この2日間しか今の所スケジュールがとれない。この2日間で講師を呼んで研修会を開催する事に異議ないですか」だけをかいつまんで2者だけで委員会の合意が出来たとされた。しかし6月26日の委員会の議事録を見れば、不採択とした委員からも私の提案である3者を呼ぶべきに異議はないと言っておられるし、この時は監査委員をしている委員の日程がそこしかとれないから、相手もある事でこの時はわからなかったから、とりあえず確定できる部分だけで異議なしとしたのは明白な事です。議論に参加している委員なら誰しもわかっていることではないですか。やろうと思えば2日で3人呼ぶことだってできるはずじゃないですか。そしたら、講師を呼べば謝礼が要るからもう必要性はないとか、廃炉を指揮する技術者は請願の趣旨からいって呼べない、これは委員長の発言ですがこうした継続審査の運営が許されるのですか。

思えば惜しいことをしました。様々な考えを持つ議員が、一致点を確認しつつ、合議しそれを議会の機関意思の決定につなげている。議会制民主主義の最も高い到達点とされているこのあり方を、継続審査というこれまでにない形で本市議会は行おうとしたのです。それをこのような理由で不採択としたのは、自ら定めた藤枝市議会基本条例中第2条の基本理念、市議会は市民の意思を踏まえた徹底的な議論を尽くすことにより、地方自治の本旨の実現を目指します。に明白に違反する審査であります。

憲法に定められている請願権は、国民は平穏に請願する権利を有するとあり、そのもとで請願法は請願を受理し誠実に処理しなければならないとあります。本委員会での議論は、残念ながら請願趣旨を捻じ曲げ、歪曲と揚げ足取りに終始した意見の連続での憲法の定めに背く決定であります。このような理由での不採択は藤枝市議会に汚点を残す結果にしかなりません。本請願の採択を主張し討論とします。